8月1日（月）から変わります

後期高齢者医療 被保険者証が オレンジ色に

新しい被保険者証は７月中旬に郵送します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように大切に保管しましょう。

また、有効期限の過ぎた**古い緑色の被保険者証**は、細かく裁断するなどして処分してください。８月以降に 75 歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

問 市役所国保年金課　☎ 055-948-2905

●一部負担金の割合

一部負担金の割合は１割または３割で、平成 27 年中の所得･収入によって決まります。３割負担になる人は、平成 28 年度の住民税課税標準額が 145 万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

※ただし、次の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると『1 割』になります。

・世帯に後期高齢者医療被保険者が１人で、その人の収入が 383 万円未満の場合
・世帯に後期高齢者医療被保険者が２人以上で、その２人以上の収入合計額が 520 万円未満の場合
・世帯に後期高齢者医療被保険者が１人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入していない 70 歳～ 74 歳までの人との収入合計額が 520 万円未満の場合

●平成 28 年度後期高齢者医療保険料の決定

平成 27 年中の所得に基づき、平成 28 年８月に平成 28 年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。年間保険料は次のとおり算出されます。

所得割額
（被保険者の総所得金額等－ 33 万円）× 7.85%…①
均等割額　39,500 円…②
年間保険料　①＋②（賦課限度額　57 万円）

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も８月１日から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

◆現在、認定証をお持ちの場合
新しい認定証は、７月中に郵送します（被保険者証とは別送です）。ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

◆認定証をお持ちでない場合
交付対象者に、７月中に申請書を郵送しますので、国保年金課（伊豆長岡庁舎）で手続きをしてください。

●保険料率が改定されました

保険料率は、医療費や現役世代とのバランスなどを考慮し、２年に一度改定されます。平成 28･29 年度の保険料率は以下のとおりです。

	平成 28・29 年度
所得割率	7.85%
均等割率	39,500 円
賦課限度額	570,000 円

７月は「愛の献血助け合い運動」月間です

夏季は長期休暇などにより学校や企業などからの献血への協力が得にくくなります。しかし、血液は長期間保存ができないため、年間を通じて安定的に確保することが重要です。献血は、常設の献血ルームと献血バスで受け付けています。皆さんのご協力をお願いします。

【献血ルーム・柿田川】（清水町伏見）
成分献血 10：00 ～ 12：00、14：00 ～ 17：00
全血献血 10：00 ～ 13：00、14：00 ～ 17：30
☎ 0800-200-8055
問 静岡県赤十字血液センター沼津事業所
☎ 055-924-6611

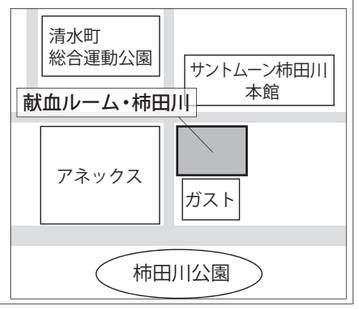

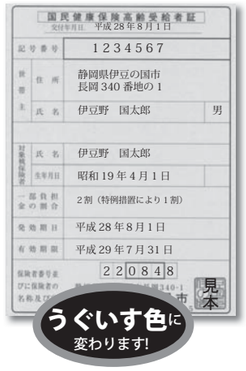

8月1日（月）から変わります

高齢受給者証 が うぐいす色に

国民健康保険に加入の 70 歳から 74 歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年８月１日です。８月１日から有効の高齢受給者証は、７月下旬に郵送します。８月以降に 70 歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証をお送りします。

医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示してください。

問 市役所国保年金課　☎ 055-948-2905

●自己負担割合について

自己負担割合は平成 27 年中の所得などにより決まります。

割合	対象になる人		
3 割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が 145 万円以上の 70 ～ 74 歳までの国保被保険者がいる人。 ※ただし、一定の条件を満たす人は申請すると自己負担割合が「2 割（昭和 19 年４月１日以前生まれの人は１割）」になります。対象になる人には、市役所から申請書を郵送します。	
2 割 昭和 19 年４月１日以前生まれの人は１割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人	
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）	低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象になります（※）。
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得がいずれも０円の人 （年金の所得は控除額を 80 万円として計算）	

※『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関などに提示すると、医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。複数の病院や薬局での支払額の合計が自己負担額を超えた場合は、高額療養費として支給されます。

認定証の交付を希望する場合は、申請が必要です。
申請先／国保年金課（伊豆長岡庁舎）
持ち物／認印、身分証明書（運転免許証など）、マイナンバーカード（通知カード）、委任状（代理受け取りの場合）

●有効期限について

有効期限は平成 29 年７月 31 日です。ただし、平成 29 年７月 31 日以前に 75 歳になる場合、有効期限は 75 歳の誕生日の前日になります。

75 歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時には市役所から保険証をお送りします。

● ８月以降、**古い藤色の高齢受給者証は使用できません。**
細かく裁断するなどして処分してください。